

自転車ルール・マナー問題集③

次の問題で正しい場合は○、間違っている場合は×にチェックを付けてください。

問1

自転車で信号のある交差点を右折するときは、二段階右折をしなければならないが、信号のない交差点では、二段階右折をする必要はない。

問2

自転車で道路を横断するとき、歩道を走行していく自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通らなければならないが、車道を走行している場合でも自転車横断帯を通らなければならない。



問3

自転車で踏切を通過しようとするとき、踏切の手前で一時停止はしなくてもよいが、遮断機が閉じてきたり、警報機が鳴り始めた場合は、踏切に進入してはならない。

問4

夜間に自転車を運転するときは、橙色又は赤色の尾灯（テールライト）を点灯しなければならないが、橙色又は赤色の反射器材を備え付けている場合は、尾灯をつけなくてもよい。

問5

路側帯と車道の区別のある道路では、自転車は車道を通行しなければいけないが、著しく歩行者の通行を妨げるときを除いて、道路左側に設置された路側帯を通行することができる。



問6

周囲が明るく、交通量が少ない状況であれば、イヤホンを装着し、周囲の音が聞こえない音量で音楽を聴いて自転車を運転しても、直ちに違反になることはない。

問7

自転車で飲酒運転をしてはいけないが、一般的にBMI（体格指数）が25未満であれば、飲酒から6時間、25以上では5時間経過すれば、アルコールは基準値以下まで分解されるので、飲酒運転になることはない。

問8

自転車は原則として車道の左側端を通行しなければならないが、「普通自転車歩道通行可」の標識（図3）がある場所で、自転車で歩道を通行する場合、歩道の左側端を通行しなければならない。



問9

ヘルメットを被るとき、深く被ると視界を遮るおそれがあるため、浅く被る方がよい。

問10

電動で駆動を補助（アシスト）する自転車は、いわゆる電動アシスト自転車と呼ばれ、モーターの補助率などのアシスト比率は法令により定められており、日本国内で購入できる電動アシスト自転車と称するものは、全てこの基準を満たしている。

自転車ルール・マナー問題集③

問題と解説

問 1

自転車で信号のある交差点を右折するときは、二段階右折をしなければならないが、信号のない交差点では、二段階右折をする必要はない。



自転車で交差点を右折するときは、「あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ交差点の側端に沿って徐行しなければならない」とされており、交差点の形状や信号機の有無に関わらず、いわゆる二段階右折をしなければいけません。

(道路交通法第34条第3項)

問 2

自転車で道路を横断するとき、歩道を走行していて自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通らなければならないが、車道を走行している場合でも自転車横断帯を通らなければならない。



自転車で道路を横断しようとするとき、自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通って横断しなければいけません。

(道路交通法第63条の6)

問 3

自転車で踏切を通過しようとするとき、踏切の手前で一時停止はしなくてもよいが、遮断機が閉じてきたり、警報機が鳴り始めた場合は、踏切に進入してはならない。



自転車で踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（停止線がある場合は停止線の直前）で停止し、安全を確認しなければいけません。遮断機が閉じようとしている（閉じている）ときや警報機が鳴っているときは、その踏切に入ってはいけません。

(道路交通法第33条第1項、第2項)

問 4

夜間に自転車を運転するときは、橙色又は赤色の尾灯（テールライト）を点灯しなければならないが、橙色又は赤色の反射器材を備え付けている場合は、尾灯をつけなくてもよい。



夜間に自転車を運転するときは、橙色又は赤色の灯火で、夜間、後方100mの距離から点灯を確認できる性能を有する尾灯が必要ですが、後方100mから（保安基準に適合した前照灯で）照射したときに、反射光を容易に確認できる、橙色又は赤色の反射器材を備え付けている場合は、尾灯をつけなくてもよいこととなっています。

(石川県道路交通法施行細則第9条第1項第2号、第2項)

自転車ルール・マナー問題集③

問題と解説

問 5

路側帯と車道のある道路では、自転車は車道を通行しなければいけないが、著しく歩行者の通行を妨げるときを除いて、道路左側に設置された路側帯を通行することができる。



原則、自転車は車道の左側端を通行しなければいけませんが、著しく歩行者の通行を妨げるときを除いて、路側帯を通行することができます。路側帯を通行する場合は、必ず道路左側の路側帯を通行し、歩行者の通行を妨げない速度と方法で通行しましょう。

(道路交通法第17条第1項、第17条の3)

問 6

周囲が明るく、交通量が少ない状況であれば、イヤホンを装着し、周囲の音が聞こえない音量で音楽を聴いて自転車を運転しても、直ちに違反になることはない。



道路や交通の状況に関わらず、イヤホン等を使用して、安全な運転に必要な音や声が聞こえないような状態で車両を運転してはいけません。

(石川県道路交通法施行細則第12条第11号)

問 7

自転車で飲酒運転をしてはいけないが、一般的にBMI（体格指数）が25未満であれば、飲酒から6時間、25以上では5時間経過すれば、アルコールは基準値以下まで分解されるので、飲酒運転になることはない。



飲酒量や体調、個人差などにより、アルコールの分解にかかる時間は異なり、飲酒した翌日でも体内にアルコールが残っている場合があります。飲酒した翌日は、家族の送迎や公共交通機関を利用するなどして、アルコールが残った状態で自転車を運転することがないように注意しましょう。

自転車ルール・マナー問題集③

問題と解説

問 8

自転車は原則として車道の左側端を通行しなければならないが、「普通自転車歩道通行可」の標識がある場所で、自転車で歩道を通行する場合、歩道の左側端を通行しなければならない。



「普通自転車歩道通行可」の標識がある場所などでは、自転車で歩道を通行することができます。歩道を通行する場合は、歩道の左側端ではなく、中央より車道寄りの部分を徐行しなければいけません。

(道路交通法第63条の4)

問 9

ヘルメットを被るとき、深く被ると視界を遮るおそれがあるため、浅く被る方がよい。



ヘルメットを浅く被ると、走行中の振動や事故の衝撃等でヘルメットが脱落するおそれがあります。ヘルメットの先端がまゆ毛のすぐ上にくるように被り、アジャスターーやあごひもを調整して、ずれないようにしましょう。

問 10

電動で駆動を補助（アシスト）する自転車は、いわゆる電動アシスト自転車と呼ばれ、モーターの補助率などのアシスト比率は法令により定められており、日本国内で購入できる電動アシスト自転車と称するものは、全てこの基準を満たしている。



いわゆる「電動アシスト自転車」のアシスト比率等は、法令で定められていますが、「電動アシスト自転車」として売られている車両の中には、法令の基準を満たさない車両も存在します。電動アシスト自転車の基準を満たした車両として認定を受けた場合、車体に「TSマーク」が表示されていますので、TSマーク付き自転車を選ぶようにしましょう。

(道路交通法施行規則第1条の3)